

淡路島アーチェリークラブ規約

- 第1条 (名称)
本クラブは、名称を「淡路島アーチェリークラブ」と称する。
- 第2条 (事務局)
本クラブは、津名フィールドアーチェリーに事務局を設置する。
- 第3条 (目的)
本クラブは、営利を目的とせず、クラブ員が純粋にアーチェリーを楽しみながら、会員相互の親睦・融和を図る事と、兵庫県アーチェリー連盟(以下 兵ア連)の規約、競技運営、競技ルールに従い、競技会に参加する事を目的とする。
- 第4条 (役員)
本クラブは、以下の役員を置く
1)代表
2)当クラブより兵ア連の理事として推薦された者
3)事務局
- 第5条 (会議)
本クラブは、クラブ運営及び、緊急を要した際の会議を、役員の判断により開催する事が出来る。尚、会議は会議参加者及び委任状提出者がクラブ員総数の3分の2以上で成立し、決議は、会議参加者3分の2以上で決定とする。尚、委任状提出者は、決議に従う事とし、委任状を提出しないで欠席した者は放棄したものとみなし、決議における発言権を失う事とする。尚、議事録は、会議終了までに作成し、参加者のサイン及び捺印又は拇印において承認され、以後の議事決議に対する不服申し立ては基本的に受付ないものとする。又、委任状を提出しないで欠席した者の不服申し立ては、放棄したものとみなし、一切を受け付けない事とする。
- 第6条 (クラブ会費)
本クラブは、クラブ会費を徴収しないものとする。
尚、連盟登録費については、実費請求とする。
- 第7条 (入会資格)
入会資格は、クラブの目的及び規約に賛同できる者とする。又、入会時に役員の判断により審査を行う事もある。最終的な審査は、クラブ会議においてクラブ員の3分の2以上の賛成が得られない場合、入会を認めないものとする。
尚、以下の者は、入会を認めない。
1)兵庫県アーチェリー連盟規約第9条の処分を受けた者、又は、それに準ずる処分を受けた者。
2)当クラブを本規約第8条により退会処分された者。(自己都合を除く)
3)他のクラブにおいて、クラブに損害を与える行為又は損害を与えようとした行為及び、クラブの調和を乱し、追放又は退会させられた者。
- 第8条 (退会)
自己都合における退会は、事務局への連絡で有効とする。
又、以下の者はクラブの運営に支障となる為、クラブ会議において、決議を行い本規約第5条の方法に基づき、会議参加者3分の2以上の賛成で退会処分とする。
1)兵庫県アーチェリー連盟規約第9条の処分を受けた者、又は、それに準ずる処分を受けた者。又は他県において同様の処分を受けた者。
2)試合参加費(事務局立替分)を2ヶ月以上滞納した者。
3)クラブの目的に賛同出来ず、クラブ内での調和を乱す者。
4)クラブに損害(金銭及び信用失墜を含む)を与えた者、又は与えようとする者。
5)クラブを経由せずして、個人で連盟に提案、要望、議案、異議申し立てを行った者。
6)本規約に従えない者。
補足)退会処分方法は、次の2種類である。
① 一級処分者…即日除名
② 二級処分者…年度末(3月31日)までの試合参加資格は認めるが、次年度の更新は行わず、年度末(3月31日)をもって自動的に退会処分とする。
(クラブ員としての発言権は退会決議を受けた時点で消滅する)

第9条 (提案・要望)
 クラブ内への提案・要望は、役員に文書、eメールでの提案を有効として、FAXは無効とする。役員内で解決出来る事項であれば、役員への決定権を与える。尚、全体での会議が必要であれば、役員の判断でクラブ会議を招集する。
 兵庫県アーチェリー連盟への提案・要望は、役員に文書、eメールでの送付を有効とし、FAXは無効とする。役員内で解決出来る事項であれば、役員への決定権を与え、全体での会議が必要であれば、役員の判断でクラブ会議を招集する。
 尚、兵庫県アーチェリー連盟への提案は、クラブからの発信として、個人での発言は禁止とする。尚、違反した者は、本規約第8条の処分を適用する。

第10条 (規約改廃)
 規約改廃は、役員が原案を立案し、クラブ会議を招集し、本規約第5条の規約の方法に基づき決議される。

第11条 (規約施行)
 本規約は、クラブ会議にて本規約第5条の規約の方法に基づき決議された時点で施行される。

規約制定 平成22年 2月 16日

規約施行 平成22年 2月 16日

改定版	改定条項	
改定2版 平成22年2月16日	第3条 第4条 2) 第7条 4) 第8条 6) 第9条	(以下 兵ア連) 追記 連盟理事→当クラブより兵ア連の理事として推薦された者 削除 即日退会→即日除名 メール→eメール